

中途加入用パンフレット読み替え表

「生活サポートプラン」2025年8月1日中途加入の取り扱いに関しましては、2025年3月本更新時のパンフレットに記載した文言を当資料の記載どおりに変更いたします。加入に際しましては、必ず当資料とパンフレットをご参照のうえ、お申し込みください。

【特にご注意いただく点】

- 中途加入日（2025年8月1日）の時点で、一般財団法人 山口県教職員互助会会員（フルタイム再任用職員、互助会に加入の臨時的任用職員・フルタイム会計年度任用職員を含む）でない場合、もしくはご退職された場合は、「生活サポートプラン」各制度への加入はできません。
- 「生活サポート（復興資金）」・「生活サポート（維持資金）」・「特定疾病サポート」・「医療費サポート（一時金型）」・「医療費サポート（医療保障型）」・「就業不能サポート」・「アクシデントサポート」にすでにご加入されている方（配偶者・子どもを含みます）は、コース（保険金額）の変更はできません。
（例）「医療費サポート（一時金型）」2.5万円コースから5万円コースへの変更はできません。
- 「生活サポート（復興資金）」・「生活サポート（維持資金）」・「特定疾病サポート」・「医療費サポート（一時金型）」・「医療費サポート（医療保障型）」・「アクシデントサポート」にすでに本人が加入されている場合、今回、配偶者・子どもの追加加入はできません。
（例）「医療費サポート（一時金型）」加入者が配偶者・子どもを追加することはできません。
- 制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-25-団-004091	MY-A-25-D I -004095
MY-A-25-団-004092	MY-A-25-特疾-004096
MY-A-25-医-004093	MYG-A-25-ア-12
MY-A-25-団医-004094	MYG-A-25-医-13

意向確認【ご加入前のご確認】

生活サポート（復興資金）は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受生命保険会社のホームページ

（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

生活サポート（維持資金）は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受生命保険会社のホームページ

（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

特定疾病サポートは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

- ・悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
- ・急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき
- ・急性心筋梗塞・脳卒中ですべての手術を受けられたとき

ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ

（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

医療費サポート（一時金型）は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

医療費サポート（医療保障型）【生命保険部分】は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受生命保険会社のホームページ

（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

医療費サポート（医療保障型）【損害保険部分】は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

就業不能サポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

アクシデントサポートは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）
表紙	PR 開始日	共通	2025 年 5 月 20 日（火）	—
	申込締切日	共通	2025 年 6 月 2 日（月）	2024 年 12 月 6 日（金）
	責任開始期 （加入日）	共通	2025 年 8 月 1 日（金）	2025 年 3 月 1 日（土）
	注意喚起	共通	新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。	—
1 はじめに （1, 3p）	商品の特長	生活サポート （復興資金） 生活サポート （維持資金） 医療費サポート （医療保障型） 〈生命保険部分〉 就業不能サポート	●配当金があります。（1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合） ただし、今回は 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの 7 ヶ月にて収支計算を行ないます。	●配当金があります。（1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合）

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）
1 はじめに (2, 4p)	ご加入いただける方	共通	ご加入いただける方 ただし、今回のご案内では以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方（配偶者・子どもを含みます）のコース（保険金額）変更 ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入	ご加入いただける方
		生活サポート（復興資金） 生活サポート（維持資金） 医療費サポート（一時金型） 医療費サポート（医療保障型） アクシデントサポート	[年齢は 2025 年 3 月 1 日現在の満年齢です。ただし、既に本制度にご加入している方の配偶者・子どもの追加加入は取り扱いできません。配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下でお申し込みください。]	[年齢は 2025 年 3 月 1 日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]
		特定疾病サポート	[年齢は 2025 年 8 月 1 日現在の満年齢です。ただし、既に本制度にご加入している方の配偶者の追加加入は取り扱いできません。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	[年齢は 2025 年 3 月 1 日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]
		生活サポート（復興資金） 生活サポート（維持資金） 医療費サポート（一時金型） 医療費サポート（医療保障型） アクシデントサポート	（配偶者） 満 18 歳以上 65 歳 6 カ月までの方（継続は 70 歳 6 カ月までの方）	（配偶者） 17 歳 6 カ月を超え 65 歳 6 カ月までの方（継続は 70 歳 6 カ月までの方）

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）
1 はじめに (2p)	ご加入いただける方	特定疾病サポート	（本人） 互助会会員（フルタイム再任用職員、互助会に加入の臨時的任用職員・フルタイム会計年度任用職員を含む）で、17 歳 6 カ月を超え 64 歳 6 カ月までの方 （配偶者） 満 18 歳以上 64 歳 6 カ月までの方	（本人） 互助会会員（フルタイム再任用職員、互助会に加入の臨時的任用職員・フルタイム会計年度任用職員を含む）で、17 歳 6 カ月を超え 65 歳 6 カ月までの方（継続は 70 歳 6 カ月までの方） （配偶者） 17 歳 6 カ月を超え 65 歳 6 カ月までの方（継続は 70 歳 6 カ月までの方）
2 契約概要 (5p)	2. 主な保障の内容 （保険金や給付金をお支払いする主な場合）と保険料	共通	保険料【控除方法】 ・保険料は月払とし、毎月の給与から控除させていただきます。（初回は、8 月分給与より）	●保険料【控除方法】 ・保険料は月払とし、毎月の給与から控除させていただきます。（初回は、3 月分給与より）
	3. 配当金	生活サポート（復興資金） 生活サポート（維持資金） 医療費サポート（医療保障型） 〈生命保険部分〉 就業不能サポート	生活サポート（復興資金）・生活サポート（維持資金）・医療費サポート（医療保障型）〈生命保険部分〉・就業不能サポートは、1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。 ただし、今回は 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの 7 ヶ月間で収支計算を行ない、1 年ごとに収支計算を行なうのは次年度からとなります。	生活サポート（復興資金）」・生活サポート（維持資金）・医療費サポート（医療保障型）〈生命保険部分〉・就業不能サポートは、1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）
生活サポートプランのご案内 (14p)	2. 生活サポートプランの仕組み	生活サポート (復興資金) 生活サポート (維持資金) 医療費サポート (医療保障型) 〈生命保険部分〉 就業不能サポート	「生活サポート（復興資金）」と「生活サポート（維持資金）」「医療費サポート（医療保障型）〈生命保険部分〉」「就業不能サポート」は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として保険料を還付します。 ただし、今回は2025年8月1日から2026年2月28日までの7ヵ月間で収支計算を行ない、1年ごとに収支計算を行なうのは次年度からとなります。	「生活サポート（復興資金）」と「生活サポート（維持資金）」「医療費サポート（医療保障型）〈生命保険部分〉」「就業不能サポート」は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として保険料を還付します。
生活サポート (復興資金) 生活サポート (維持資金) 医療費サポート (一時金型) 医療費サポート (医療保障型) 就業不能 サポート アクシデント サポート (15p、17p、 31p、35p、 39p、43p、47p)	保険期間	生活サポート (復興資金) 生活サポート (維持資金) 医療費サポート (一時金型) 医療費サポート (医療保障型) 就業不能サポート アクシデントサポート	保険期間 2025年8月1日（金）～2026年2月28日（土）	保険期間 2025年3月1日（土）～2026年2月28日（土）

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）																																																													
5 生活サポ ート（復興資金） (15-16p)	保障内容等（契約 概要部分）・保険 料	生活サポートプラン （復興資金）	● 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた 場合は配当金としてお返しします。 ただし、今回は 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの 7 ヶ月間で収支計算を行ない、1 年ご とに収支計算を行なうのは次年度からとなりま す。	● 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた 場合は配当金としてお返しします。																																																													
			以下【読替保険料】をご確認ください	・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出 したものであり、適用される保険料は記載の保険 料と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改 定されることがあります。																																																													
	【パンフレット掲 載の保険料】	<table><thead><tr><th colspan="3">本人</th><th colspan="3">配偶者</th><th colspan="3">こども</th></tr><tr><th>申込金額(万円)</th><th>死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)</th><th>月払保険料(円)</th><th>申込金額(万円)</th><th>死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)</th><th>月払保険料(円)</th><th>申込金額(万円)</th><th>死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)</th><th>月払保険料(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,500</td><td>1,500</td><td>4,800</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>3,200</td><td>300</td><td>300</td><td>210</td></tr><tr><td>1,000</td><td>1,000</td><td>3,200</td><td>500</td><td>500</td><td>1,600</td><td>200</td><td>200</td><td>140</td></tr><tr><td>500</td><td>500</td><td>1,600</td><td>300</td><td>300</td><td>960</td><td>100</td><td>100</td><td>70</td></tr><tr><td>300</td><td>300</td><td>960</td><td>100</td><td>100</td><td>320</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100</td><td>100</td><td>320</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ・保険料は年齢に関係ありません。 ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。	本人			配偶者			こども			申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	1,500	1,500	4,800	1,000	1,000	3,200	300	300	210	1,000	1,000	3,200	500	500	1,600	200	200	140	500	500	1,600	300	300	960	100	100	70	300	300	960	100	100	320				100	100	320						
本人			配偶者			こども																																																											
申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)																																																									
1,500	1,500	4,800	1,000	1,000	3,200	300	300	210																																																									
1,000	1,000	3,200	500	500	1,600	200	200	140																																																									
500	500	1,600	300	300	960	100	100	70																																																									
300	300	960	100	100	320																																																												
100	100	320																																																															
【読替保険料】	<table><thead><tr><th colspan="3">本人</th><th colspan="3">配偶者</th><th colspan="3">こども</th></tr><tr><th>申込金額(万円)</th><th>死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)</th><th>月払保険料(円)</th><th>申込金額(万円)</th><th>死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)</th><th>月払保険料(円)</th><th>申込金額(万円)</th><th>死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)</th><th>月払保険料(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,500</td><td>1,500</td><td>4,650</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>3,100</td><td>300</td><td>300</td><td>210</td></tr><tr><td>1,000</td><td>1,000</td><td>3,100</td><td>500</td><td>500</td><td>1,550</td><td>200</td><td>200</td><td>140</td></tr><tr><td>500</td><td>500</td><td>1,550</td><td>300</td><td>300</td><td>930</td><td>100</td><td>100</td><td>70</td></tr><tr><td>300</td><td>300</td><td>930</td><td>100</td><td>100</td><td>310</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100</td><td>100</td><td>310</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ・保険料は年齢に関係ありません。 ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。	本人			配偶者			こども			申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	1,500	1,500	4,650	1,000	1,000	3,100	300	300	210	1,000	1,000	3,100	500	500	1,550	200	200	140	500	500	1,550	300	300	930	100	100	70	300	300	930	100	100	310				100	100	310							
本人			配偶者			こども																																																											
申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)																																																									
1,500	1,500	4,650	1,000	1,000	3,100	300	300	210																																																									
1,000	1,000	3,100	500	500	1,550	200	200	140																																																									
500	500	1,550	300	300	930	100	100	70																																																									
300	300	930	100	100	310																																																												
100	100	310																																																															

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）
6 生活サポート （維持資金） （17-22p）	保障内容等（契約 概要部分）・保険 料	生活サポート （維持資金）	● 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。 ただし、今回は 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの 7 か月間で収支計算を行ない、1 年ごとに収支計算を行なうのは次年度からとなります。	● 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
			・記載の保険料は正規保険料です。	・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
7 特定疾病 サポート （23-30p）	保険期間	特定疾病サポート	2025 年 8 月 1 日（金）～2026 年 7 月 31 日（金）	2025 年 3 月 1 日（土）～2026 年 2 月 28 日（土）
	保険料		・記載の保険料は、本読替表作成時点で算出した概算値です。実際にお支払いいただく保険料は、加入月のご加入状況等に基づき算出しますので、本パンフレット記載の保険料と異なる場合があります。その場合、変更後の保険料が加入月から適用されます。	・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）
7 特定疾病サポート （23-30p）	●月額保険料 表に記載の年齢、 注意文言	特定疾病サポート	年齢【保険年齢】 (生年月日) 18 ～ 20 歳 (2005.2.2 ～ 2008.2.1) 21 ～ 25 歳 (2000.2.2 ～ 2005.2.1) 26 ～ 30 歳 (1995.2.2 ～ 2000.2.1) 31 ～ 35 歳 (1990.2.2 ～ 1995.2.1) 36 ～ 40 歳 (1985.2.2 ～ 1990.2.1) 41 ～ 45 歳 (1980.2.2 ～ 1985.2.1) 46 ～ 50 歳 (1975.2.2 ～ 1980.2.1) 51 ～ 55 歳 (1970.2.2 ～ 1975.2.1) 56 ～ 60 歳 (1965.2.2 ～ 1970.2.1) 61 ～ 64 歳 (1961.2.2 ～ 1965.2.1) ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。 （例）保険年齢 40 歳＝2025 年 8 月 1 日現在満 39 歳 6 カ月を超え満 40 歳 6 カ月	年齢【保険年齢】 (生年月日) 18 ～ 20 歳 (2004.9.2 ～ 2007.9.1) 21 ～ 25 歳 (1999.9.2 ～ 2004.9.1) 26 ～ 30 歳 (1994.9.2 ～ 1999.9.1) 31 ～ 35 歳 (1989.9.2 ～ 1994.9.1) 36 ～ 40 歳 (1984.9.2 ～ 1989.9.1) 41 ～ 45 歳 (1979.9.2 ～ 1984.9.1) 46 ～ 50 歳 (1974.9.2 ～ 1979.9.1) 51 ～ 55 歳 (1969.9.2 ～ 1974.9.1) 56 ～ 60 歳 (1964.9.2 ～ 1969.9.1) 61 ～ 65 歳 (1959.9.2 ～ 1964.9.1) 66 ～ 70 歳 (1954.9.2 ～ 1959.9.1) ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。 ・65 歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
8 医療費サポート（一時金型） （32p）	保険料	医療費サポート （一時金型）	・記載の保険料は正規保険料です。	・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
8 医療費サポート（一時金型） （33p）	給付金のお支払いに関するご注意		対象となる先進医療については、2025 年 3 月本更新時のパンフレット 57 ページの「給付金に関するご注意」をご確認ください。	—

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）
9 医療費サポート（医療保障型） (35-42p)	保障内容等（契約概要部分）	医療費サポート （医療保障型） 生命保険部分	● 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。 ただし、今回は 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの 7 ヶ月間で収支計算を行ない、1 年ごとに収支計算を行なうのは次年度からとなります。	● 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
	保険料	医療費サポート （医療保障型）	【生命保険部分】 ・記載の保険料は正規保険料です。 【損害保険部分】 ・記載の保険料は、確定保険料です。	【生命保険部分】 ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。 【損害保険部分】 ・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
10 就業不能サポート (43-46p)	保障内容等（契約概要部分）	就業不能サポート	● 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。 ただし、今回は 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの 7 ヶ月間で収支計算を行ない、1 年ごとに収支計算を行なうのは次年度からとなります。	● 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
	保険料		・記載の保険料は正規保険料です。	・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
11 アクシデントサポート (47-48p)	保険料	アクシデントサポート	・記載の保険料は、確定保険料です。	・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

該当ページ	項 目	商 品	読替後	読替前（更新パンフレット記載内容）
裏表紙	お申込み方法	共通	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。
裏表紙	お申込み方法 (Web 申込)	共通	Web 申込システムの取り扱いはありません。	Web 申込システムにログインのうえ、お手続きください。既にご加入の方で、お手続きをされなかった場合は、自動更新として取り扱います。
—	中途契約の取り扱い	特定疾病サポート	中途契約から更新契約への移行について追記 「この制度は「一般財団法人山口県教職員互助会」を契約者とし、2025 年 8 月 1 日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。この制度にお申込みいただいた方は、2026 年 3 月 1 日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。（その際、今回お申込みいただいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。）なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。」	—